

令和5年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

| | |
|----------|--------------|
| 学 校 名 | 福岡県立三池工業高等学校 |
| 課程又は教育部門 | 定時制課程 |

71

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

| |
|---|
| <p>いじめ防止対策推進法 (H25. 6. 28 公布)</p> <p>第一章</p> <p>【第二条】</p> <p>この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>【第三条】</p> <p>1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p> |
|---|

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの学校でも起こる可能性があり、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が一丸となって取り組む必要がある。いじめを生まないための教育活動を通して、生徒にさまざまな働きかけを行うことが大切である。

そのために、以下の方針の下、取り組みを進める。

(1) 【授業改善】

全教職員が、「わかる授業づくり」を実践・推進する。アクティブ・ラーニングによる生きた学力の育成や校内の教育環境の整備を推進することにより、生徒が主体的に参加・活躍でき、一人一人の個性が尊重されるような授業を目指す。

(2) 【学校行事の充実】

保護者等及び関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う生徒会活動や学校行事の充実を図る。学校行事を通して、生徒の豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養う。

(3) 【生徒理解の向上】

日常的に生徒の行動を把握し、毎月のアンケートの調査結果や生徒の欠席状況等を全職員で共有するなどして、生徒理解の向上を図る。また、発達障がいや性同一性障がい等、多様な特性を持つ生徒へのきめ細かな対応力を高めるために、外部講師を活用した生徒理解のための研修会等を実施する。

(4) 【いじめについての共通理解】

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて全職員で周知徹底し、日常的な教育活動の中で「いじめは人間として絶対に許されない」ことを生徒に理解させる。いじめ未然防止のため、年に複数回、各専門機関や教育委員会と連携しいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、日頃から全職員が組織的・継続的な対応が行えるように共通理解を図る。

(5) 【いじめに向かわない態度・能力の養成】

自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養い、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな感性を育成するために、組織的・計画的な道徳教育や人権教育を実施する。

(6) 【部活動の充実】

生徒の自主的・自発的な参加による部活動を通して、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養、生徒同士の好ましい人間関係の形成を図る。また、いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について、機会を捉え顧問が指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめの早期発見はいじめへの迅速な対応の前提であり、全職員が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

したがって、早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。その中で教職員が生徒たちの小さな変化（危険信号）を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。同時に、生徒に関わる情報を教職員の間で共有し、組織的に対応しなければならない。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア 毎月のアンケート調査
- イ 各学期における教育相談の実施
- ウ 保護者等への協力要請（家庭用チェックリストの活用を含む）
- エ 学校教職員全体における情報の共有
- オ 取り組み体制の周知
- カ 実態把握の体制の周知
- キ 定期的な取組体制の点検・評価
- ク 保健室やスクールカウンセラーの活用
- ケ ネットパトロールの実施
- コ 相談窓口の周知及び相談ポストの設置と活用

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

- ア いじめが疑われるような行為を確認した場合、いじめとして対応すべき事案かどうか（いじめの認知）の判断は、特定の教職員のみによることなく、「教育相談委員会」を活用して行う。
- イ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ウ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- エ これらの対応は、教職員全員の共通理解の下、保護者等の協力、関係機関・専門機関と連携して取り組む。関係機関・専門機関との連携にあたっては、法務局やその他の相談窓口など学校以外の相談窓口についても、集会や学校新聞などを利用して生徒・保護者等への周知に努める。
- オ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを十分に配慮し、適切に対応する。
- カ インターネットや携帯電話を利用したいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの特性を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼす行為であるということを理解し、その対応に取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合は、行われている行為を速やかに止める。
- イ 通報や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、一人で抱え込まずに「教育相談委員会」に直ちに情報を共有する。
- ウ いじめと疑われる事案について学校が把握した時点で、管理職から県教育委員会へFAXで第一報を行う。
- エ 該当組織が中心となり、下記の要綱に沿って事実確認を行う。
- ◆ 加害者と被害者の確認…誰が誰をいじめているのか？
 - ◆ 時間と場所の確認…いつ、どこで起こったのか？
 - ◆ 内容…どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
 - ◆ 背景と要因…いじめのきっかけは何か？
 - ◆ 期間…いつ頃から、どのくらい続いているのか？
- オ 事実確認の結果は、関係教職員（担任など）が被害・加害生徒の保護者等に連絡する。また、全職員で情報の共有を図り組織的に対応をする。
- カ 下記のような場合は、所轄警察署に相談する。
- ◆ 指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合
 - ◆ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると判断した場合
- キ 部活動指導員、非常勤講師等に対しても本対応について周知し、部活動において顧問等がいじめを発見または通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒の自尊感情を傷つけないよう留意して事実関係の聴取を行う。
- イ 発見したその日のうちに、家庭訪問等により迅速に保護者等に事実関係を伝える。
- ウ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、当該生徒の不安をできる限り除去するとともに、見守りを行うなど、安全を確保する。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- オ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- カ 状況に応じて、各分野における外部専門家の協力を得る。

キ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

ア 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒から事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

イ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者等に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。

エ いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

オ いじめた生徒の指導に当たっては、毅然とした態度で対応し、教育上必要があるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を加えることも考える。

カ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応にあたる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えさせる。

イ いじめに同調していた生徒には、それがいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 学級、学年もしくは学校全体の問題として捉えさせ、「傍観者」から「仲裁者への転換を促す。

エ 「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させ、毅然とした態度でいじめを根絶しようとする態度を行き渡らせる。

オ 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については直ちに削除する措置をとる。
- イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。
- ウ 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについて周知する。
- エ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- オ パスワード付サイトやSNS、メールなどを利用したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進め、メディアリテラシーの涵養を図るとともに、保護者等にもこれらの理解を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案し、「教育相談委員会」における審議により、校長が判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者または「教育相談委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記の、いじめが解消している状態とは、あくまで1つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。また、「教育相談委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

ア 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会は、学校からの報告を受け、県知事へ重大事態が発生した旨を報告する。

イ 県教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断し、事実関係を明確にするための調査を行う。

ウ 学校が調査主体となる場合、「教育相談員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。

エ 調査組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

オ 事実関係を可能な限り網羅的に明確にするため、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事へ報告する。

イ 調査結果には、事態の対処及び今後の同種の事態の発生の防止策やいじめを受けた生徒又はその保護者等の所見を含める。

ウ 調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等をいじめを受けた生徒の保護者等に、適切に提供する。

エ 情報提供にあたっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報取り扱いに十分配慮し、適切に提供する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の名称 教育相談委員会
- (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能
- ア 本校定時制課程の「学校経営方針」に基づき、人としての在り方・生き方を身に付けさせるための中核としての役割
 - イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - エ 個々の行為が「いじめ」に当たる否かの判断
 - オ 関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者等との連携を組織的に実行するための中核
- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能
- ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - イ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ウ 調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

7 学校評価

「いじめを生まない学校」「いじめを許さない学校」を目指し、本校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組について、学校自己評価の項目に位置付けるとともに、その評価をとおして積極的に取組の改善を図る。いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価することに留意する。

いじめに関する具体的な学校評価の在り方については、「いじめの問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」「いじめを生まない環境や集団づくり」「早期発見・早期対応」等を盛り込んだ評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に生かす。